困難を有する子ども・若者支援事業

１　趣　旨

社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者（以下「子ども・若者」という。）を対象とした市町村の相談支援体制の整備・充実や市町村と連携して行う民間団体の取組みに対して補助を行う。また、県単位の関係機関による支援ネットワーク「島根県子ども・若者支援地域協議会」の運営により、子ども・若者への支援の充実や必要な体制の整備などに取り組む。

２　事業の概要

（１）市町村体制整備等事業

市町村における子ども・若者の総合相談窓口の整備・充実の取組み及び居場所の設置や広報啓発などの支援活動推進事業の取組みを助成する。

・支援体制整備事業　…　総合相談窓口設置市：最大150万円
　　未設置市町村　　：最大300万円

・支援活動推進事業　…　１事業あたり50万円で市町村当たり３事業まで活用可能

（２）民間団体による子ども・若者支援促進事業

市町村と連携・協働して行う訪問・外出支援、生活支援、就労支援、学習支援などの民間団体の活動に対し、１団体当たり200万円以内を限度に補助する。

（３）島根県子ども・若者支援地域協議会運営事業

「島根県子ども・若者支援地域協議会（H23年度設置）」の運営により、市町村での対応が困難なケースへの支援や、県内の支援体制の整備、研修、相談窓口等に関する広報啓発を行う。

３　平成２６年度予算額

３６，０００千円

（担当課　青少年家庭課）

ハンセン病療養所入所者等支援事業

１　趣　旨

「らい予防法」に基づく強制隔離政策のため、家族や故郷から引き離され、長い年月にわたり療養所生活を強いられてきた入所者及びその家族に対する支援活動やハンセン病に関する正しい知識の普及啓発を行う。

２　事業の概要

事　業　区　分	事業主体	事　業　内　容
ハンセン病療養所入所者家族生活援護	島根県	世帯主が療養所入所のため不在の家族に対し生活費給付の援護を実施
ハンセン病療養所入所者里帰り事業	島根県藤楓協会 島根県	県出身の全国の療養所入所者を対象に年１回島根県への里帰りを実施
ハンセン病療養所訪問事業	島根県藤楓協会 島根県	高齢等の理由で里帰り事業に参加されない方への面会などの療養所訪問を実施
ハンセン病に関する普及啓発事業	島根県藤楓協会 島根県	ハンセン病に対する正しい知識を普及するため、保健所ごとの普及啓発活動や、小中学校への副読本の配付、教職員及び看護学生等の療養所訪問等を実施

３　平成２６年度予算額

１，６３５千円

（担当課　健康推進課）